

## 第12回再発防止「岩手モデル」策定委員会会議録（概要版）

### 1 開催日時

開会 令和6年3月24日（日）9時00分

閉会 令和6年3月24日（日）11時35分

### 2 開催場所

サンセール盛岡（盛岡市志家町1-10）1階大ホール

### 3 出席委員

大塚耕太郎岩手医科大学教授、大貫隆志一般社団法人ここから未来代表理事、小幡佳緒里リベルタス法律事務所弁護士、高橋幸平朝日大学教授、南部さおり日本体育大学教授、藤田治彦藤田法律事務所弁護士、菊池芳彦教育局長、坂本美知治教育次長、大森健一教職員課総括課長、西野文香教育企画室長兼教育企画推進監、度會友哉学校教育室学校教育企画監、菊池勝彦保健体育課総括課長、駒込武志教職員課県立学校人事課長、熊谷治久教職員課小中学校人事課長、中村智和学校教育室高校教育課長、武藤美由紀学校教育室義務教育課長、千田幸喜学校教育室生徒指導課長、多田拓章学校教育室産業・復興教育課長、本田牧人ふるさと振興部学事振興課総括課長、鈴木忠文化スポーツ部スポーツ振興課総括課長、日向秀樹保健福祉部障がい保健福祉課総括課長、（オンライン参加）児美川孝一郎法政大学教授

### 4 次第

- ・開会
- ・委員長あいさつ
- ・事務連絡
- ・議事
- ・その他
- ・閉会

## 【議事】

### I 岩手モデル（最終案）

はじめに

第1章 再発防止「岩手モデル」策定の経緯

第2章 学校及び県教育委員会の対応として不適切だった点と再発防止に向けた基本的な考え

第3章 再発防止に向けた取組

1 不適切な指導、2 不適切な指導の根絶に向けた取組、3 不適切な指導の情報を把握した際の対応、4 人事管理

【委員】再発防止策というところで、様々な基準を定めて明確に分かりやすいように、学校の先生方にこれはいけないと、明示していく必要がある。

地方公務員法の職務規程があると思うが、公務員としてそういうことをやってはいけないというところを明確に、ある程度落とし込む作業が必要である。用語の確認だが、7ページの「教職員等」というところで、ここには校長及び副校長も含むというような記載になっているが、私のこれまでの解釈では、教職員等と管理職というのは分けて書いてあるような中身の印象を持っていて、校長も含むとなると、例えば誓約書を校長も出すのか。果たして全部当てはまるかという疑問を感じたが、この記載は合っているのか。

【事務局】このモデル全体を通じて教職員、教員でもなく、教職員等としている意味はここに示しているとおりで、学校に関係する様々な職員も含めてというところで、全体とすれば管理職も入るということになる。

ただし、確かに教職員等の取組、管理職の取組となっているが、そこは重なる部分と重ならない部分がある。つまり、当然管理職であっても子どもの権利条約とかそういうものについてきちんと理解をした上で、一人の教員として行動していかなければいけないという部分は重なりますが、管理職として所属する職員等にいろいろな研修を実施したり、指示を出したりするという部分で重ならない部分があるということで、確かに曖昧になっている部分はあるが、そのような形で考えていた。

【委員】そういうことかと思ったが、あえてこう書いてあるので、読んでいて引っかかる印象があった。そこは整合性は取っていただきたい。

【委員】最終案なので、少し委員のほうでもゆっくり見たほうがいいのかと思うので、ゆっくり進めていただければと思う。

確認だが、認識のところでは御遺族様との大体の事実認識の共有化がされて、この表現になっているのかというのを教えていただきたい。

【事務局】8ページのところの第1章第1節の部分については、御遺族様にも目を通していただいている。また、これまでも示してきた第2章の部分については、これはこれまでの策定委員会の資料をまとめた概要版としてまとめた形になっている。

【委員】もう一点確認だが、第2章の3(1)経緯のところでは、学校の先生の対応が訴訟等でも認定されているところは、客観的に大きいところだと思うので、文章で書いてあるが、ポイントとしてしっかりと出していただいたほうが良いように思う。策定のところでどのように作られたのかというところを説明いただきたい。

これを何で説明しているかというところ、結構大きなことだと思うから。こういう反省にも立たなければいけないところなので、しっかりと読まないといけないところである。

【事務局】先ほど申し上げたように、これまで策定委員会で示した資料を要約した形としているので、ここに新たな情報というのはなくて、これまで出してきたところをまとめたエッセンスを抽出したものであるということと考えていた。

非常に重要なところであるという御指摘はそのとおりである。ここが再発防止の出発点となるところなので、これは分かりやすくまとめたほうがよいということか。

【委員】見出し等にも1節出してはどうか。学校の先生たちもしっかり見ていくものだと思うので、こういうことはやらなければいけないということがはっきり分かる形のほうが良いということと、県の方でもお詫びもしたというところもあるので、県がこういう反省にも立っているというところは明示していただいた方が良いと思った。

【事務局】今後編集の段階で、見出し等、分かりやすい工夫を進めてまいりたい。

【委員】13ページの上の見出しのところで、不適切だった点と要因と続いてくると状況という中で、ここだけ唐突に出てくるので、再発防止に向けた基本的な考え方というのが見出しとして、何でこういうことが最終的な基本的な考え方になったのかと、要因だけ来ているが、要因と再発防止というものの間をつなぐところがないようにも思うが、いかがか。

【事務局】12ページ(2)、(3)のところをそれぞれ受けて(2)の最後に、(3)の最後にとすることで、それぞれの要因を受けて、それを二度と繰り返さないようにということでの考え方を示しているつもりだが、先ほども御指摘があったように少々分かりづらいということはあるのかもしれないので、うまくつなげるような工夫を考えたいと思う。

【委員】このモデルを考える意味でもこうだったから、やはり考え方としてこうだということでは、モデルを考える意味でもとても大事ではないかなと思うので、大見出しをつけて書いていただいたほうが、せっかくお考えいただいているところが伝わりやすいと思った。

【事務局】そのあたりも最終の編集作業で、御意見を踏まえて対応したい。

【委員】大前提としてなのだが、これは最終案として出されている。今日ここで私たちが申し上げたことは反映していただけるのか。

【事務局】極力反映したいと考えている。

【委員】これまでも様々な意見を伝えてきたが、それがきちんと反映されたという実感を残念ながら私は持てずにいる。従ってこれから申し上げることを真剣に受け

止めていただきたいと思う。

全体を通じて関わることだが、とても「不適切な指導」という言葉が出てくる。これは報道等でも使われるような言葉であるが、実際には指導と呼ぶには値しないようなこと、あるいは教育目的から考えて合致しないような言動が「不適切な指導」と呼ばれている。この「不適切な指導」、例えばこの顧問に関して使う場合には特に慎重に選ばなければならないと考える。それを踏まえてこの表現を考え直していただきたいと思う。

それから、11ページから続いていく当該顧問教諭の前任校における状況についてだが、この顧問は学校からの聴き取りに対して暴力行為は行っていないと回答していた。ただ、裁判の経過に伴って暴力行為を認めたという事実があったと思う。つまり当初の聴き取りには嘘をついた。そのことによって、学校は対応を決めた。途中で自分の言論について表現、証言を翻した。ここは重要なポイントなので、ここに書くべきだと思う。検討して欲しい。

**【事務局】**意見を踏まえて、内部で検討させていただき、反映等について考えたい。

**【委員】**25ページ、懲戒処分に関して付け足していただいたということだが、こちらの懲戒処分の対象になるという説明を入れた結果、この後ろの刑事訴訟法とか告発する義務があるという記載と若干ずれが生じていると考えている。刑事訴訟法とか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律で告発を義務づけるということは、刑事手続上の義務規定ということになるかと思うので、懲戒処分の対象になるものとは若干目的が異なると思う。この刑事訴訟法の前のところ告発の義務づけ、また、例えば報告を要するとか、そういうようなことを一言入れたほうが分かりやすい、理解が得られやすいかと思ったので、御検討いただきたい。

**【事務局】**検討したい。

**【委員】**16ページのパラグラフのところ、この程度であれば指導の範囲内だとか、ここまでいなくても、というところを書いていただいているのは良いと思うが、ここに該当しなくてもこのラインにあるようなことはできるだけ行わないように、という意識づけというか、その表現は明示していただいたほうが良い。ここに入らなければ大丈夫だ、ということではなくて、該当する疑いがあるようなことは絶対望ましくない、というところを他の箇所でも入れていただいているが、ただ何となく例示しているところである。少し明確に分かりやすく表現を入れておいたほうが「これに該当しないから俺は大丈夫だよ」ということを防ぐ意味で良い。その点工夫いただきたいというところ、例示としてア、イ、ウと入っているところで、もっと早く言えばよかったが、ハラスメントというのは実はこれ以外にも様々あって、最低限でも障がい者や病気による差別とかも挙げていただければと思う。

【事務局】例示することによって、逆にそれでなければいいのだと思われることは全く本意ではないので、そこを広く捉えてもらえるような表現の工夫をしたい。

【委員】今日初めて気がついたのだが、18ページの不適切な言動という項目の中に含まれているが、実は平成以降の指導を背景とした子供の自殺が109件発生している。もちろんこれは未遂も含んでいる。教育評論家の武田さち子さんの調べによると、そのうちの19%が死に至るまで本人は問題とされた行動を否定し続けている。我々は、これを「冤罪型指導死」と呼んでいるが、そういった行為についてもぜひここで触れていただきたいと思います。これは事実、本当にやっていないことによって叱責を受けていたとしたら重大な人権侵害であるので、ここに記載することを検討していただきたい。

それから、これは私もどう判断するべきかとても難しい問題だなと思っているのだが、文科省は懲戒として、事実行為の懲戒、校長や教諭のほうで法的効果を含まない事実行為としての懲戒だが、練習に遅刻した生徒を試合に出さず見学させるというものは懲戒として認めている。ただ、これは当人にとっては、自分が遅刻したということを周りの人に全員に長時間にわたって示されることになる。大変な恥辱だと思うが、こういった行為はどのようにお考えか。

【事務局】ここで具体的にそれが○、×というような明快な答えはできない状況だが、使った言葉あるいは部活動の状況等を勘案しないと答えられないかと、現時点では思っている。

【委員】実際に対応は違うと思うが、顧問はこのことと極めて類似したことをA高校事案で行っている。関連することだと思うので、これは検討していただきたいと思います。教育委員会としての判断を示していただきたい。

【委員長】今の御指摘の点については、検討して反映することを考えたい。

【委員】サービス管理監の役目だが、これは新しく作った役割なのか、まずそこを教えてください。

【事務局】サービス管理監の役割だが、現在教職員課で担っている職員、県立学校職員のサービスあるいはコンプライアンスの推進、サービスの指導、分限、懲戒、あとは内部統制といって会計や財産事務での不適切なものを防止するものを移していきたい。加えて、新しい事務として再発防止「岩手モデル」の推進ということで、モデルの発信、学校への取組の要請を行う。また、教職員による不適切な指導、その他の非違行為についての相談窓口を設けているので、その相談の受付、あとは法的課題を早い段階で制御するという役割のスクールロイヤーを新たに配置することになっているので、その相談体制の整備や運用、「岩手モデル」の実施状況のモニタリング、見直しというものが新しく追加されて、それを含めてサービス管理監で推進していくとい

うことで考えている。

【委員】このサービス管理監の役割というのは最終的に決断とか判断を下すところであり、力を入れていると思う。この役割が様々なところに出ているので、どういう役割が期待されているのかを少しまとめておくと分かりやすいのではないか。

もう一点、教職員、管理職の基本姿勢をもう少し分かりやすく入れたほうが良い。どのようにすべきなのかと、これはだめと、良いところも入れているが、基本的にどういう心構えでどうやったらいいのか、もう少し現場レベルでの基本姿勢として、「生徒にはこういうふうに対応して」というところが伝わりにくいと思う。悪いことを止めたから良い教師とは限らない。岩手のあるべき教師像を、責務と離して入れることを検討いただきたい。

【事務局】26ページ以降、最初のそれぞれのパートの最初の部分に入れてはあるが、理念的過ぎるとい文章になっているかもしれないので、今いただいた意見を参考に基本姿勢という形で示せるかどうか検討して、分かりやすいように示していきたい。

【委員】先ほどのサービス管理監について、もう少し教えてほしい。新しい部署を作るということで、例えば教育管理課とか、そうした新たな課を作るのではないかと私は解釈していたが、サービス管理監というのは一人の役職で全てこういったものを対応されるということになるのか。

【事務局】サービス管理監だが、専らそのサービス管理監の業務に従事する職員1人と、人事業務との関連性が非常に強く深い業務であるので、教職員課の総括課長、県立学校人事課長、小中学校人事課長もサービス管理監を兼ね、4人のサービス管理監の上に教育局長が首席サービス管理監を兼ね、管理監5名体制、その下に具体の事務を行う職員4人、あとはサービス相談員という、新たに保護者や児童生徒からの相談を受け付ける専門の職員を1人配置する形で、課というよりはサービス管理監という役職が集まってサービス監督、岩手モデルの業務を推進していくということの体制で考えている。

【委員】いわゆる兼職で行われるという、そんなイメージか。

【事務局】専ら行う職員を1人置いて、あとは他の業務を兼ねる役職の者を置くことで来年度は進めたい。

(休憩)

## 【議事】

### 第3章 再発防止に向けた取組

5 部活動についての具体的な取組、6 進路指導・キャリア教育についての具体的な取組、7 援助希求についての具体的な取組、8 研修一覧、9 相談機能の充実、10 モデルのモニタリング及びアップデート

【委員長】 それでは、引き続き議事資料の再発防止「岩手モデル」の最終案、43ページから65ページまでの部分について意見等あれば発言をお願いしたい。

【委員】 先ほどからサービス管理監というものについて、質問が何度か出ているが、説明からすると基本的には県教委の中の新設部署というような位置づけなのかと思う一方で、例えば58ページなどを見ると県教委と別な独立したチームのように見える記載であったり、あるいは調査に関しても中立的な立場から行うとか、県教委に対して何か助言していくというような位置づけになっているようにも見える。その職務の一定の中立性なり独立性というのが、その機能からすれば担保されている必要があるように思うが、どのように確保されていく、あるいは予定なのかというあたりをお聞きしたい。

【事務局】 このサービス管理監は、教育委員会事務局内部に置く組織であり、一方でどの室課にも属さない独立したものとしてサービス管理監という職が複数集まった集合体というような形で、組織でもないそういうサービス管理監が複数いるというものである。

57、58ページに学校及び県教育委員会という形で、関連する室課、本庁事務局の室課を想定した書きぶりになっているが、いずれ学校とか事務局、様々再発防止を検討する上で事務局内部の連携の悪さだったり、そういったものも不適切な事由として我々は大いに反省をしなければならぬと思っているので、学校だけではなくて本庁の各室課の対応の状況についても一定の権限を持って是正する、あるいは整理をして外部の方にチェックをいただくということで進めていきたいと考えている。

【委員】 40ページ、41ページの管理職による人事管理のところ、教職員に関する記録の引継ぎで、全ての記録を学校で保存するということが、今回の事案も結局は教育委員会とか県庁内での人事のところに情報が伝わって判断したことについて、これまでの深い議論があったが、教育委員会のほうにはこの記録の保存とかそういうところが書いていないのは、当然だから書いていないのか、説明いただければと思う。

【事務局】 教育委員会との情報共有はそのとおりであり、教育委員会に情報を上げていただき、教育委員会でも保管していくということはそのとおりであるが、ここで敢えて「全ての」と書いているのは、小さな出来事というのも学校では日々起きているわけで、そういった出来事等も教育委員会に上がらなくても学校で保存しているというものはあるはずで、それらも含めて学校で責任を持って引き継いでいくということである。教育委員会に報告が上がってきて、教育委員会が提出を求めている書類等については教育委員会も保管していく。

【委員】 それであれば、やはり教育委員会の人事管理で、記録の引継ぎとか書いてあるので、「記録の保管」と入れていただいたり、あとは先ほど言ったように現場で大したことないなと思っても、実は甚大な問題につながるというところもあるの

で、本来はそういうところまで教育委員会に上がらないと本当の対策にはならず、隠蔽みたいになってしまったり、不適切な対応だが現場内では届かないということがあるので、そうならないようなことを明示しないと、現場の裁量で上げる、上げないになってしまうことになると思う。

【事務局】そこが分かるように引継ぎをしたい。

【委員】まず一点目は先ほど来出ているサービス管理監、本件で担当する部署が曖昧であったという点が非常に問題だと思い、そういう意味では担当者というか、担当する部署のようなものを設置いただいているということは非常に意義があると思う。今までも話が出ていたが、一つの部署がきちんと出来上がるというようなことがさらに意味のあることかなと思っており、職員の方も配置されるということなので、何々課とか何々室とか、そういう形で個別の役職のある方というのを設けるというよりは、そういう方も含めた担当部署を一つ設置いただくということも御検討いただければと思う。

それからもう一点、今後の課題、検討事項として、授業や部活動など校内の常時録音、録画についての記載がある。パブリック・コメントなど拝見し、非常に消極的な意見を多くいただいているというのは私も認識している。ここに言う録音、録画というのは、常に誰かが録音されたもの、録画されたものをチェックするという仕組みではなく、録音、録画をしておいて、何らかの申出があった時とか、疑わしい状況があったという時に限って事実確認の資料の一つとして利用するための録音、録画というものを想定しているということで意見を申し上げていたつもりである。そのような観点から、今後も監視するためのものではなくて、何かあった時の事実確認の資料としてのみ使用するということを前提に、今後も導入などを継続して検討して行っていただきたい。

【事務局】サービス管理監の話だが、まだやっていないので、やってみて様々な課題等が出てくると思う。組織のありようは、課題に沿って柔軟に見直していこうと思っているので、今委員からお話のあったところも含めてどういう組織がいいのか、絶えず見直しながらということで現在は進めていきたい。まず動かしてみて、課題等を改めて整理したいと思う。

【事務局】録音、録画については委員のおっしゃるとおり、ここでの議論でも常時カメラで見ているということではなくて、あくまでも記録として必要な時にということで話し合いは進んできている。その方法も含めて今後継続課題としたいと思う。

【委員】監視カメラの件についても言いたかったのだが、研修一覧の52～53ページで、これはパブリック・コメントのほうにも指摘があったと思うが、外部指導員の研修もぜひ入れてほしい。実際、外部指導員に最初につく段階でちゃんと倫理研修等を受けることの必要性というのはどこの自治体も大変強く認識していて、私自身

がそういった研修を依頼されるということも大変増えているので、ぜひ岩手県でも導入していただきたいと思う。

それから、54ページの懲戒処分を受けた教職員の事後研修、「1年間」と書いているが、この書きぶりだと全然イメージができない。1年間どのような形で実施するのか、どういう内容でやるのか、全くイメージできないので、もう少しこういうスケジュールでやるというものを示されておいたほうが理解を得やすいと思う。

【事務局】昨年度から部活動指導者研修ということで、県内の部活動に関わる教職員の研修を実施している。この研修については、部活動指導員を対象としている。

また、今話をいただいた外部指導者については、各校において指導をお願いしている状況で、それについては各校において研修を進めている状況である。

ただ、県内においても部活動指導者に指導いただいているので、ただいま意見いただいたものについては参考にし、検討させていただきたい。

【事務局】事後研修の記載については、指摘のとおりであり、読んで分かるような形で示したいと思う。

【委員】今回パブリック・コメントを読んでいて、やはり改めて気になったが、私立学校の扱いをどう考えるのか。「はじめに」の3ページでいえば、今回この本モデルを「TSUBASAモデル」と称し、岩手の全ての学校から不適切な指導をなくす、それが目的だとあるわけだが、全ての学校というもちろん公立学校だけではないわけである。これは、以前にも議論になっていたが、では公立学校以外のところにこの「TSUBASAモデル」の精神をどういうふうに浸透していくのか、普及させていくのかについて何も書かれていない。だから、ある意味どこかで注記が欲しい、あるいは今後の検討事項のところ、確かに私立学校は私立学校法によって所管はもちろん教育委員会ではないし、高校までの場合には都道府県知事、知事部局であり、私立学校法においても私立学校の独自性というのは尊重されなければいけなくて、やたらと所管庁が何か指導、助言するものでもないというのは大前提だが、しかし今回のここに出てくるようなことについては、公私の別なくきちんとやってほしいというはある。ただし、それを浸透させていくルートが恐らく公立学校ルートとは違う。だから、ここで考えている仕組み全部が当てはまるわけではないので、それをどうしていこうかということについては、検討課題なのではないか、今後もっと詰めていく必要があるのではないかというところをすごく思った。今回パブリック・コメントでは、例えば公立高校入試においては中学校時代の部活実績と高校に入ってから活動を連動させないみたいなことはできたわけだが、私立高校の入試というのはそういう制約がかかるとは限らない。では、そこは放置しておくことなのか、それともそうではない形で何らかの要請なりを伝えていくのも、それは他の言葉についても全部そうだと思う。一々全部そのことをここに書き加えるという趣旨ではなく、どこかで一項目、何かを作っておいて、この「TSUBASAモデル」の精神は公立だけではない。私立にもしっかり守っていただきたい。

だから、そのための方策を考えていくところがあっても良い。

【事務局】おっしゃるとおりである。この「岩手モデル」については、私立学校については参考送付という形で最初は送付するが、今の話のとおりなので、少々調整をしながら、そのとおり精神はまずどの学校であっても同じで、必要なことであるので、どのような効力を持って、あるいは浸透させていくかというのは検討課題とさせていただきます。

【知事部局】私は私立学校を所管している、県庁の担当の者である。今お話をいただいたが、どういった形でこれを私立学校に周知していくかということとずっと考えながらこの会議に参加していた。運動だったり、学校現場で起きることというのは、公立、私立は関係なく、確かに先生がおっしゃるとおり私立学校の場合には建学の精神に基づく自主、自律的な教育ということで、あとは生徒の選択だったり、あとは学校の経営といった面はあろうかと思うが、ただ一方でここで議論されてきたことは、それ以前の教育の在りようということで、とても重要なことだと考えている。県でも毎年私立学校長が集まる機会もあり、そういった場を通じて、ここで行われた議論も含め改めてこのモデルの学校現場での周知ということについて、私立学校所管課としても働きかけてまいりたい。

【委員】初期対応の33ページでフローとして示しているが、その後のところでも、不適切な対応をされた被害を受けた子供たちの対応という明確な項目があったか。そちらはどうなっているのか。

二点目、これはガイドラインみたいな取扱いなのかと思うので、どうやってこれを運用させていくかという手引とか、こういう質問があったり、こういう課題があった時にどうするのかというQ&Aみたいなものを作っていたり、ましてこれが実際の場合に運用しやすいように工夫を図っていくと良いと思う。運用がとても大事だと思ったのは、パブリック・コメントを見た時に、色々な意見があって良いのだが、事の深刻さを分かっていたかというものも少々あり、この推進の意味でかなり抵抗されるということはないのか、しっかりと推進されるのかというところがあるので、やはり運用のところをしっかりと考えてサポートするような具体的なノウハウをまとめて、現場で活用していただければ良いと思う。

もう一点は、現場で不適切な対応が上がってきて、色々なケースが出てくると思うが、それこそ本当にそうだったという場合もあれば、少々違う問題が出てきたとか、実はこっちの問題だという時に、教育委員会も絡んで良いが、どこかにつながなければならないということが出てくるのかと。このつなぐということが少々不足しているかという懸念がある。不適切な対応でもなければ良いが、教師の方が例えば思い切りぶん殴ってしまったとか、怪我をしてしまったとか、傷害事件になる等なった時にどういうふうにつなぐのかとか、こういう領域だと警察とかにつなぐかもしれないし、でも病院にもつながなければいけないとか、様々あると思う。だから、このつなぐというところも現場では最終的に求められるところが、つながない

と被害を受けた子供たちの対応が少し遅れてしまったりすることもあるだろうから、そういう視点をどこかに入れた方がいいと思った。

【事務局】一点目、支援についてである。35ページで、一つ目の○、相談者への対応の一点目、「受容的な態度で」という前はなかった言葉を入れた。二つ目の大きな○、これはそもそもなかったが、一番最初は被害児童生徒への支援であるとか、聴き取りが云々の前にまず支援であろうということ、またその三つ下の聴き取りの方法についても一点目、児童生徒の心情に十分配慮し、一番下の○、現時点での事実確認のところ、被害児童生徒から安心できる環境を確保した上で丁寧に、まず安心して話してもらえる、そういう状況を作っていくということ等を入れた。

二点目、その運用についての具体的なノウハウも含めた現場で運用しやすい方法というのは全くそのとおりのので、発出後きちんとこれも推進されるためにもそういう指示、ノウハウ、やり方など具体的なことについては出していきたいと思っている。

現場から、県教委はもちろんだがその他の外部機関へつなぐということについては全くそのとおりのので、37ページの学校の対応方針のところの4つ目の・、学校とサービス管理監で協議の上、外部機関と連携して対応に当たるとのことだが、もちろん場合によっては協議等する暇は無いという場合もあるかと思う。もちろん36ページの表の上のほうには事案の内容により警察に連絡ということもあるが、こういう形で一応入れてあり、病院等ももちろんあるので、その強調の仕方も少々考えたいと思う。

【委員】一番目のところに関しては、フローはフローでとても良くできているところだが、見出しとして、このモデルで子供のサポートというのは事案が起きないようにするというのと、起きた時の子供のサポートをするという二本立てで重要だと思うので、見出しをどこかで作り、書くのは難しい場合は、例えば援助希求のところではどうか。こういうのは被害者でなくてもこういう体制は作られているので、学校の先生目線だけでなく、子供たちの親御さんの目線で少し見出しをつけていただくことを検討いただきたいと思う。

三番目のところは、結構大事なところで、援助希求のところでも結局外につないでいくという視点が出ていないところである。実際の運用は様々あるので、先ほど言ったように手引とかQ&Aみたいなものに、「こういう時はどうするのか」とか、「こういうときにはこういうのがいい」など、サポートの輪を広げていくことが求められるので、いずれにしてもそういう視点で先ほど言ったように被害に遭うような生徒の場合の対応も検討いただきたい。

あと質問だが、現場できちんと推進でき得るのか。これは率直なところで良いのだが、パブリック・コメントを見ると、現場は大変でやれないか、これ以上やったら現場に大変なことを与えるのではないかとか、そういう意見も散見されている。これは教育関係から出ている意見なのかと思うところだが、現場の肌感覚として、これを推進する上で推進の体制とか現状のこれを入れたときのスムーズに行くか、

行かないかみたいなところを教えてください。

【事務局】我々もパブリック・コメント等でも意見をもらっているが、まずは推進して、現場の実態にあまりにも合っていないところは、それこそ検証しながら現実に推進されることが重要なので、無理なことを押しつけて結局推進されない、実施されないということが一番困ることなので、その辺も見ながら進めていきたいと思う。まず案として出して、この策定委員会で策定していったものはまず推進していきたいと考えてはいる。

【委員】前も言ったかもしれないが、私自身も救急センターで自殺未遂者のガイドライン等を作った時に、最初は救急の先生たちがこんなのできないだろうとか、こういうのは精神科が悪いのだとか、そういう意見がやはり出てくる。ただ、続けると淘汰されていくという面もあって、最初のところで普及啓発とか、職員教育のところ非常に大事になると思っている。応援しているので、頑張っただければと思う。

【委員】3ページのところに、本モデルが掲げる具体的な取組を理解した上で宣言書を提出する、という部分にパブリック・コメントの93番、94番あたりは宣言書まで締結させるのかみたいな感じですがごく反発しているというのが見てとれるが、宣言書を提出するという書きっ放しでそれがどういうものなのかというもののイメージが全然できていないと思うので、例えば空欄のところに、「こういう宣言書みたいな感じで」等、例を示すとか、こういうものだったら納得できるというものを示したら良いのではないかと思う。

【事務局】参考にさせていただく。

【委員】35ページ、先ほど話が出た部分だが、被害児童生徒への支援というところで事実確認と並行して被害児童生徒への支援を行う、とあるが、この場合に子供の希望、意見、どのような支援が必要と感じているのか、そのことを聞くということをぜひ明記していただきたい。例えばそっとして欲しいのに大騒ぎになってしまって、かえって子供が困ってしまうという状況の話はよく被害側の方から聞くので、現場が先走り過ぎないように釘を刺しておく必要があるかと思った。

二点目だが、40ページと41ページに関わるところで、40ページ、人事管理(1)の一番下、ウのところ、教職員等に関する記録の引継ぎ、ここは全ての記録を学校で保存し、引き継ぐとある。これは例えば先生から先生へ、担当者から担当者へといったようなニュアンスだと思っている。それに関連して41ページ(2)県教育委員会による人事管理のウなのだが、ここで定期人事異動においてはということがあり、このタイミングで異動元の校長、サービス管理監、教職員課で情報を共有して異動先の校長に正確に伝えるとあるので、40ページのウの段階では記録しておくだけ、教育委員会に報告されないこともあると先ほど話されていた。これが41ページのウ、この定

期人事異動のときに県教委が把握することになるというふうな理解でこれは合っているのか。それから、異動先の校長に正確に伝える、これは文書か口頭か、方法はどんなふうなイメージなのか。

三点目としては、この不適切な指導を起こしたタイミングから何年間ぐらいこれを引き継いでいくのか。

以上、この三点にお答えいただきたい。

**【事務局】** まず、最初のご意見についてはそのとおりだと思うので、そこはそのとおり意見としてお受けしたいと思う。

質問の一点目だが、40ページが一番下のウ、記録の引継ぎというのは校長から校長へという形である。

質問の二点目、県教委から異動先の校長へというのは、その人事異動作業の段階にもよるが、最初は口頭でということになると思う。県教委の記録を引き渡す場合もあるかもしれないし、学校で保存しているものをきちんと引き継ぐよう、ということになるかと思う。

三点目、何年間なのかということだが、これは前回の委員会でご質問あるいはご意見等もいただいたところである。記録について、39ページを御覧いただきたい。ここはパブコメの時点で、もうこのとおり変えていたので、今日の説明では、冒頭の説明では申し上げなかったが、一番下の引継ぎのところ、校長とサービス管理監が対応終了と確認した時点から10年間保存することとし、必要に応じて保存期間を延長するというようにしている。当初ここは20年としていたが、県教育委員会が保有する行政文書の管理に関する規則を再度確認し、人事関係に関するものは10年間の保存としていた。ただ、対応がいつ終了するのか、その時点が続いているとか、そういうことは当然あるので、その終了時点から10年間ということになるので、引継ぎの記録も原則はその年限ということになるかと思う。

**【委員】** 再度確認させてほしい。異動元の校長から異動先の校長に引き継いでいくということを何年か続けるのかということを確認したかったのだが、10年間続けるわけか。

**【事務局】** 書類自体は10年間保存で、過去にこういうことがあった教員だというのは10年とは限らない。ずっと続けていくということになる。

**【委員】** ずっとということによいか。

**【事務局】** はい。

**【委員】** 例えば私が、ある学校で問題がある指導を行い、別な学校に異動する、その時には当然引継ぎが行われ、情報がついて回るのか。もう一つ別な学校に異動するときにもそれがついて回る、それが10年間という理解で良いか。

【事務局】口頭での情報の引継ぎというのは、結局教員の異動時に履歴とかが出るので、例えば処分等になれば当然それがもう既に残っているので、これはどういうことだということにはなると思う。そこで情報が引き継がれていくということになると思う。

【委員】処分にならない場合はどうか。例えば訓告ぐらいで終わってしまった場合、どうなるのだろう。熊本の調査委員会で大変問題があった話で、結局訓告レベルだと全く情報が引き継がれないのだ。従って、程度に拘わらずせめて5年と年限を区切ってでも、そういう情報を引き継ぐようにするべきだという再発防止の提言をしているので、ここが少々気になっている。

【事務局】その部分については、正直岩手県でも年限等は決まっていないので、そこを含めて、先ほどご指摘もあったように情報の共有、引継ぎ、保存について読み取りづらく不明瞭な部分があるので、それも含めて整理させていただきたいと思う。

【委員】校長は、校長側からプル型で、要するに記録を調べに行って確認できるというような仕組みもあったら良いなと思っている。引継ぎということで、プッシュ型で入ってくるわけだが、つまり訓告レベルのことを行く先々で繰り返している人は、異動するとそのイエローカードは消えてしまうわけだ。それが蓄積できるようにしておくの良いのではないのかと思う。

それと55ページに相談機能の充実とあって、教育委員会の事務局、サービス管理監のところに電話、メール等で相談ができるということになっている。その次のページか、SOSダイヤルとかいろいろあるが、不適切な指導で被害を被った場合にどこに相談したらいいのか、そして色々な窓口でそういった話が行ったとして、その情報が一体どこに集約されるのか、そもそも集約する仕組みがあるかどうかということとを教えて欲しい。

【事務局】集約する仕組みというのは、現時点で構築できていない。サービス管理監を設けることによって、そことの連携というのを図っていかなければいけないと考えている。基本的には不適切な指導に関する相談は、困っている場合はどこに相談しても良いが、新たな窓口、サービス管理監が直接受け付けるということになる。

【委員】集約して分析していくことはとても大切だと思う。一人の教員の言動が複数の窓口で相談を寄せられる可能性もあると思う。いわゆる不適切な指導、ここで書いてある不適切な指導の被害を受けたという相談と、同じ教員が例えば言葉使いがちょっと乱暴で心に負担を感じてしまった生徒さんが、こころの相談室に連絡をすると、様々な子供の被害と何らかの問題行動から、問題がある教員だという情報がすぐに浮かび上がってくると思う。

もう一点、これは参考意見として聞いていただきたいが、常時監視の話が課題と

して出ている。私が以前申し上げたカメラの話は、ブロックチェーンという技術を使ったものだ。ビットコイン等にも使われている技術だが、この技術のメリットは、情報の漏洩が限りなく無いということと、いつどこで誰が閲覧したかがはっきりと分かる仕組みになっている。つまり、盗み見が不可能な状態になっていると、そういう意味で一つ進んだ技術だということを知っていただければと思う。

もう一点だが、これは検討課題としてあるが、ぜひモデルケースを作って、テストをしていただきたい。例えば体育館に限定してもいいと思います。体育館でしたら、カメラ1台で済むと思いますので、どこか参加希望を募って、（盛岡）一高だけでも良いので、試してみてくださいと思う。

それから、検討課題として置いてしまうと、そのまま塩漬けになる可能性もあるので、小さな規模で良いので、まずはスタートを切っていただきたい。

**【事務局】** これについては引き続き検討させて欲しい。

**【委員】** 50ページのところで、県教委の取組のところでスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置がある。スクールカウンセラーについては、今後どのような配置をするのか、各学校1名ずつとか、そうした動きがあるのか。というのは、各学校で教育相談係の担当教員がいると思うが、最近かなり負担が大きいという話も聞いている。子供としてはスクールカウンセラーのほうが話しやすいことも十分考えられるので、このスクールカウンセラーの動きについてどのように考えているか伺いたい。

**【事務局】** スクールカウンセラーだが、公立の全ての高等学校に配置しているところである。定期的なカウンセリングにより、子供たちの悩み等に寄り添ってまいりたいと考えている。

**【委員】** まず、このモデルを今日委員の皆さんから御意見などがあったと思うが、作成を終了して、職員の皆様にお示しする時期はいつ頃なのかということと、あと、今までにも説明いただいているとは思っているのだが、今回、色々な取組を整理し、今までと取扱いが違っているとか、報告部署が変わっているとか、そういうことがあると思うが、このモデルの中身を具体的にどのような形で周知をするのかというところの予定があれば教えていただきたい。

**【事務局】** 完成の時期だが、今日も様々な御意見をいただいているので、これを踏まえてできるだけ速やかに策定し、発行したいと考えている。時期は明言できないが、できるだけ速やかに発行したい。その際の周知の方法も現在検討中だが、例えば、まずは校長に県立学校長会議等で行うとか、それと共にもちろん文書等で各学校にも全職員にきちんと行き渡るようにということも考えているが、そこもまだ具体的には決めていない。

【委員】出来上がったものをペーパーで配布するというだけでは、恐らく内容も十分確認しないと、取扱いを知らなかったという話が出てくる可能性が非常に高いのではないかと思う。できる限り個別というか、校長会議等で話をされる、校長のほうから各教職員に個別に周知をすとか、できる限り紙を渡すだけではない対応を検討いただきたい。

【事務局】先ほど、通知等と言ったが、通知を出して終わりではなくて、もちろんそうやって出したということを行った上で、各校では全職員に対して最初の研修は必要だと考えている。

【委員長】ご意見あったとおり、モデルを策定した後に学校に配付して終わり、というものでは決してなく、いかに学校のほうに徹底するかというところが一番重要なところと考えていたので、今答えたように様々な場面を通じながら色々な場面で、こういうモデルを策定したので現場でも徹底するようにといった周知には努めてまいりたいと思う。

【委員】研修についてパブリック・コメントを拝見すると、かなり誤解があるというか、意図がしっかりと伝わっていないと強く感じた。必ず県教委の皆様が各学校を回って、県教委自ら研修会を各学校で開いて徹底を図る、これが私は必要だと思う。校長を通して、これも一つの手だが、それはやはりしっかりと伝わらないと私は考える。必ず県教委自らが学校に足を運んで研修会を開いて、全ての職員に徹底させる、これが必要だと思う。

【事務局】本当に重要な御意見だと思う。参考にして検討してまいりたい。

【委員】51ページの1人1台端末を利用した教育相談だが、これは副校長が集約して対応するという事になっているが、2の(2)、(5)で上記のような適切かつ迅速に対応すると書いているが、何が適切で何が迅速なのか、どういう手続をするべきなのか、全然イメージができない。例えば私が副校長だとして、こういった相談が来たときに、では具体的にいうことをすれば適切であるというふうにみなされるかということが全く分からないので、何かしらの形で示す必要があるのではないか。

【事務局】1人1台端末等を利用した教育相談、こころの相談室の運用についてだが、相談の申出があった際には組織的に対応するということが非常に重要であるというふうに思っている。生徒指導担当、教育相談担当での情報共有はもちろんだが、校長を含めて今後の対応、見通し等を含めながら確認をしていくということをしつかりと進めてまいりたいと考えており、適切かつ迅速に対応するということは、そういった意味である。

【委員】教育委員会の思惑は分かるのだが、これが現場に適切に伝わるのかというところに担保するものが何もないと思う。

【事務局】こちらについては、様々相談内容とか、あと相談相手などについても児童生徒の希望に沿いながら対応しているところであり、今後も継続して一人一人の悩み、不安に寄り添いながら対応してまいりたいと考えている。

【委員長】ここでは、イメージをしてもらうような具体的な表記とか、そういうところで工夫の余地はあるか。そういうところを工夫して、意図、見た人が分かるような形で、イメージできるような形でここに追記するなり、そういったところを示すようなことを工夫するというところでよろしいか。

【委員】少なくとも私が副校長だったら、何をもって適切かつ迅速なのかということが何かしら示されないと、適切に対応したかどうかということが客観的に分からない。そこを述べている。

【委員長】この表記については、検討させていただきたい。

【委員】今のところと多少関連するのだが、60ページの聴取シートのところで、少しアセスメント等も進めていただきたい。私は厚生労働省の地域包括支援の在り方の有識者会議の座長をやっているが、どんな領域でどのようなシートを使うかというところで、資料1だけだと、それが例えばどのくらい深刻か、迅速な対応か、そうではないか、深刻の程度、被害の程度、あとどの領域の何をしているかというアセスメントシート、大まかでも良いからある程度作っていないと網羅的に見れない可能性もある。アセスメントシートの検討、既に家族が知っていることなのか、知っていないことなのかと、生徒の相談を受ける時にシートに記載している学校もあって、そういうある程度アセスメントシートがないと聞き漏らしたり、後で全部把握はできなくても良いが、網羅的に帳簿を整理して、それと併せたほうがいいのかと思う。もちろん全部聴き取ろうとして、子供のサポートが失敗してしまうといけないので、全部聴き取れということではなくて、サポートの一環の中で分かっている情報等はアセスメントで残していただくことが重要なような気がした。

【事務局】このシートは、どういうのが最適か、シンプルかつ素早く対応でき、かつ必要な情報を網羅できるというところの中で、どういう形がいいのかというのはなかなか難しく、我々も考えてきたところである。今の意見を参考にもう少し考えたい。

【委員】こちらの調査研究のところでも多分、今年度中に報告書はできるので、その中から参考にしていただいてもいいかと思う。それだけが全てではないと思うが、こういう利用をしているというところもあるかと思う。

【委員長】また様々相談させていただき、より良いシートの整備について検討していきたいと思う。

【委員】先ほど少々話に出た「岩手モデル」の周知に関連することだが、まず前提としてこのマニュアルの紙版と同時に電子版をぜひ作って欲しいと思う。文科省の生徒指導提要にも電子版があって、例えば目次から本文にジャンプできるとか、それからキーワード検索ができる、該当するキーワードがあるページが網羅的に見られるとか、非常に便利につくりになっている。提要の仕様については未確認だが、例えば本文のほうはコピー・アンド・ペーストができるとか、そういった柔軟な活用ができるような仕組みにさせていただけると良いのではないかと考えている。

それと、これを県のウェブサイトで公開させていただき、広く市民、それから保護者、児童生徒、児童はちょっと難しいと思うが、閲覧して活用できるようにしていただきたい。そのことでアップデートも加速できるのではないかと。

【事務局】県のホームページでの公開はそのとおりに考えている。まずは、PDF版としていつでも、誰でも見れるようにしたいと考えている。電子版については、そのとおりに、あれば非常に便利だろうとは思いますが、すぐできるかというのはまだ検討していなかったもので、今後の検討課題とさせて欲しい。

【委員】アドビのacroバットを使えばすぐできるので、ぜひ作って欲しい。

【委員長】それでは、時間も経過したので、ここでまず一旦区切り、ここで御遺族様、被害者様からの質問、意見の時間に移らせていただきたい。

【御遺族様】およそ2年間ぐらいだと思うが、長らく大変色々尽力いただきありがとうございました。

これから多分何らか冊子化されて、現場に下りることになると思うので、これで完成というよりはここからスタートだと思う。先日もテレビで拝見したが、停職5か月の教員とかいまだ普通にいるということで、多分こういった会議も現場の方々にはあまり認知も周知もされてない結果なのだろうというのが、現状だと思う。

これが完璧とは思わないが、何とか現場のほうにきっちり下ろしていただき、そういったことのないように、また色々な事案、事象が出てくると思うが、その都度教育のプロの皆様なので、何とかアレンジ、改善して、根絶に向けてというのが最終ゴールラインだと思う。そこに向けて何とか意義のあるものにしていただきたいという思いである

パブリック・コメントも色々拝見したが、アンチというか、多分現職、あとOBの教職員の方々だと思うが、特にモニタリング、カメラについてかなりの拒絶、それも先ほど、委員がおっしゃったようにどこかモデル校で取組いただき、先駆的に効果の検証をしてみるぐらい、他県に発信できるような取組もぜひお願いしたい。お金もかかり、予算的などころもあり、ヒューマンライツ的にどうなのだという議

論も重ねた上になるとは思うが、世の中全般カメラなので、さして普通に生活している分にはプライバシーもないというか、撮られまくっているの、その辺は教育のものの言い方で、あまり拒絶せずとも受入れ可能だと思うし、カメラがついているので真面目にしろとか、そういったことでもないと思うので、ぜひモデル的にその辺お取組いただける可能性があれば、今検討事項だというふうにおっしゃっていたが、その辺を具現化できるように何とかしていただいたほうが、ゆくゆくは多分良い結果が生み出されるのではないかと私は感じている。普通のオフィスビルとか、その辺は当たり前についているので、それで人権を侵害されたとか、そういうことは普通ないので、それは教師もそうであり、お子さんたちも状況は一緒だと思うので、その辺は多分抵抗されている方々に何らかの問題があるのだろうと読み込めたので、その辺も一斉にということは無理だろうから、どこかモデルで先駆的な事例を作っていただくような、そういった取組をお願いしたいと思う。よろしく願いしたい。

【御遺族代理人】御遺族としては、まだ本当は言いたいことがあるのかもしれないが、これで区切りがつくということで、最後の話になったと思うが、ぜひ現場にこの「T S U B A S Aモデル」の息吹を吹き込んで欲しいと思っている。パブリック・コメントを拝見し、例えば40番には「このままいけば部活動が崩壊するのではないか」という意見が出ていたり、59番では「大声で怒鳴るとするのは命の危険がある場合には必要ではないか」ということで出ているのは、反発とも受け取られるが、今回の策定委員会の案がこれまでとは違うということを明確に示していることを受け止めているという側面はあると思う。ただ、このとおりにやると部活ができないのではないかとか、命を守れないことがあるのではないかと、現場では無理ですよという声がある可能性があると思っており、そういう意味では校長通達では駄目で、先ほど委員の先生がお話しになった各学校を回って研修会ということが触れられましたが、周知だけではなくてハラスメントがない部活動、ハラスメントがない教育というのがどんなイメージができるのかということディスカッションするような形で息吹を吹き込んで欲しいと思っている。

なお、監視カメラについては、むしろ教員の冤罪を守るというか、そういう側面もあると思っている。もう一つの側面では、あまりにもハラスメントが多いという現状を踏まえて、常時監視するというよりも常時見るということである。例えば技術の向上を図るためにビデオで撮るということは常時やられているわけで、教育のスキルを上げるとか、そういうことを先ほどあったようにテストケースでやってみながら、合意を得ながら実施の方向に向けていただきたいと思っている。

【被害者様】このモデルの全体に関わることとして最初にお尋ねしたいが、外部委員7名中5名の皆さんから調査検証委員会設置の要望書が出されているが、これはその後どのように取り扱われているのか。昨年10月末に出されて、間もなく半年になるとうとしている。事務局には3月1日に、今回の委員会で教育長が見解を示すようにということは示した。

【委員長】その点については、この会議の「その他」のところで報告をさせていただきたい。

【被害者様】委員会は設置されるという理解で間違いないか。

【委員長】それも含めてこの後の「その他」のところで報告させていただく。

【被害者様】このモデル全体についてだが、これまで繰り返してきたとおり、何度も申し上げるが、B高校事案というのはA高校事案の裁判が継続されている中で、この元顧問が教師と部活動顧問を続け、1人の生徒を死に追いやったという、これまでに、これ以後も日本で前例のない大変深刻な事案である。このあまりにも不条理な事案に対する重大な事実認識、深い反省が感じられない。特に第2章の責任の所在を明確にしないまま、これまでの皆さんの言い訳と責任のなすり合いを貫いているだけのものとしか読めない。本来なら防ぐことができたはずのB高校事案をなぜ防ぐことができなかつたのか。これを厳しく追及することなく再発防止策をつくらうとしているからだ。

第2章、9ページの上段の原因の概要だが、「不適切な指導」と何度も書かれているが、これは暴力、暴言以外の何物でもなく、この「指導」という言葉は削除し、全て「暴力、暴言」と置き換えなければならない。A高校、B高校で、この元顧問が行ったのは指導とはかけ離れた薄汚い暴力、暴言にすぎなかつた。皆さんの身内に対する認識の甘さ、行為の矮小化のように見える。体罰という言葉にしる、指導という言葉にしる、聞こえのいい言葉に逃げ込んでいる限り教育現場の暴力、暴言はなくなるならない。

2行目に、暴力や暴言等の不適切な指導の疑いがあったと書かれているが、この当時のA高校において、元顧問による常習的な暴力行為があったことは既に判明しているわけである。部活動指導において常習的な暴力行為があったと、なぜそのように書かないのか。

6行目以下に書かれているのは、県教委から不來方高校への情報提供がなかつたため、B高校での元顧問による部活動指導が続いたと、情報の共有不足という皆さんの理屈であろうということは読み取れる。肝心なのはそうではなく、結局当時の学校管理職、教育長以下教育委員を含め当時の県教委は、誰も告訴状は受理されても、私が三度書簡を送っても、民事訴訟が提起されても、メディアで報道がされても、県教委職員が顧問の証人尋問を聞いても、地裁判決で違法行為とされても、控訴審で元顧問の苛烈な暴力行為を述べた陳述書が出されても、最後まで誰も何もしなかつたことだ。情報提供の問題ではなくて、当時の県教委は全員、教育長、教育委員も含め、誰も何もしなかつた。この重大な不作為、非違行為が不來方事案を招き、一人の生徒を見殺しにしたのだ。これをなぜもっときちんと書かないのか。このあきれるようなガバナンスの欠如がなぜ生じたのか、これをどうするのか、そういった視点がこの再発防止策には全くない。

ところが、第3章以下になると、不適切な指導とは何か、どんな責任を問われる

か、人事管理をどうするか、はては部活、キャリア教育、こころの相談室と、自らの責任を棚上げして、末端の学校、教師の責任、あまつさえ生徒のこころの問題であるかのように問題をすり替えている。なぜこのようなものになってしまうのか。第三者による検証を県教委自らが受け入れようとしなからである。従って、被害者としてはこの再発防止策には価値を見い出せない。9ページは、顧問教諭の体罰により授業に出席できなくなったと話していると書かれているが、これは一体いつの誰の発言なのか。少なくとも私と妻は誰にも一言も話していない。

答えがなくても結構だ。皆さんの前任者たちがまとめた事実関係とするものにはあまりにも誤りが多く、皆さんの前任者たちには裁判記録ぐらい読んだらどうかと話したが、皆さんは読んでいるのか。当時の私と学校関係者との会話は全て録音が残されており、その反訳全てが証拠採用されている。これを読んでいるのか。前任者たちが書いたものをまとめたにすぎない。あまりにも杜撰だ。

また、当該顧問教諭は長時間強い口調で指導したとあるが、これも何度か話しているとおり、平成21年12月7日、私がA高校Lから説明された内容は、元顧問から3回話を聞いた、特に3回目は私からの校長への手紙を頂いた後、本当にそういうことはなかったのか、もう一人の副校長と聞いた。その結果、物すごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離で怒鳴るということがあった。髪を引っ張ったり、胸ぐらをつかんだりはしていない。他の部員にボールをぶつけるということはある。手は上げていない。また、この顧問教諭の申立て内容を聴取記録とした、と。これがなぜ長時間強い口調で指導したという証言に置き換わるのか。物すごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離で怒鳴るという行為は、一般社会では、これは恫喝と呼ぶのだ。当該顧問教諭は、被害生徒に物すごい剣幕で怒る、立ったまま至近距離で怒鳴るという恫喝行為を長時間行った。さらに、複数の部員に常習的に暴力行為を行っていたにもかかわらず、手は上げていないなどと虚偽を述べたと、こう書くべきであろう。何でこんな細かいことを言っているかという、これでは後から読んだ者に何も伝わらないからなのだ。9ページ、学校は被害生徒の卒業を最優先し、聴き取りを行わなかったと、こうあるが、私は既にA高校Gに自らが息子からの聴き取りを要請していた。平成21年12月27日から平成22年3月12日まで、たった一人で卒業式を迎えるまで、校長室の隣の小部屋で卒業の単位認定のために、一人で自主学習を続けたのだ。息子に聞く機会なんて幾らでもあったはずだ。息子以外の部員から聴き取り調査をすることなどたやすくできたはずだ。保護者から被害生徒への聴き取り調査を要請されたにもかかわらず、卒業させることで免罪されるだろうと考え、これを行わなかった。大学入試終了後、他の部員たちへの聴き取り調査をする機会は何らでもあったが、自らの指導、管理を問われることを恐れ、これを行わなかった。このため、元顧問の部員たちへの暴力行為はその後も続くことになった。その後も部活の中で後輩部員たちに常習的な暴力行為を行っていたのだ。自分たちに都合のいいことを、都合のいい言い訳、表現でしか書いていないようにしか見えない。これは、聴き取る対象が学校関係者だけ、しかも聴き取る主体は県教委という身内が身内を調べる調査だから、このような表現にしかならない。真相が出てくるはずがない。

10ページのウで、ここが最も重要な点だが、4名の元部員はいずれも体罰はなかったと答えたとあるが、A高校Lによるこの調査記録では、元部員2名が全く同じ2行で体罰は受けたことがない、見たこともないと確かにされている。ところが、その後の私ではなくて、県教委による元部員4名中3名に対する聴取で3名全員がこの2名も含めてビンタを受けた、あるいは他の部員がビンタを受けるのを見た。しかも、この2名はA高校による調査を受けた記憶は全くないと。体罰はなかったと答えたということだけ記載して、既に判明しているそれ以後のこの重要な事実をなぜ書かないのか。10ページのウでは、この告訴状が提出されたこと自体が重大なことだが、それ以上に問題なのはなぜそのような事態にまで至ったのかということであるはずだ。A高校Lは、唯一自ら聞いた息子の証言を「つくられた記憶」と言い放ち、A高校hは、私どもの再調査の要請を拒絶した。しかも、ここまでしかやらないと宣言した。それについては、県教育委員会にも相談して聞いたのでと。県教委に訴え出ても無駄だぞと言わんばかりの対応に終始した。告訴状を出す以外どのような手段を取ればよかったのか。この告訴状が出された経緯が全く書かれていない。

(2)以下には不適切だった点と書いているが、私は県教委に3度、書簡を送って元顧問の暴力性を訴え、3度調査を求めている。当時の教育長には、きちんと調べるなら告訴を取り下げてもよいと県議会議員を介して面会を求めたが、これも拒絶された。調査を行わず、面会も拒絶した事実とその理由をなぜ書かないのか。訴訟対応とさえ言えばそれでいいと思っているように見えるのだが、あの有名な大津のいじめ事案では、刑事告訴、民事訴訟の提起後に、第三者委員による調査が開始されている。

さらに、35ページ以下には真摯な対応あるいは謝罪を行うと盛んに書いているが、A高校事案への対応が不適切であったと考えるのであれば、なぜ我々と息子に対して真摯な対応と謝罪を未だに行わないのか。再発防止策を掲げるのであれば、なぜB高校事案を防ぐことができなかつたのか、これを追及することなく真の再発防止策にはなり得ない。A高校と県教委の闇を覆い隠したまま、小手先ばかりの策を弄しても同じことが繰り返されるだけだ。

この再発防止策は、A高校事案の被害者としては到底受け入れることはできない。調査検証委員会設置の方針が明確に示されない限り、このずさんな再発防止策と策定委員会に関わることはできない。

【委員長】御意見ありがとうございました。様々なお話をいただいた。報告書、モデル案の内容については、各委員からも本日様々意見をいただいたので、これから成案をまとめる段階で、見直すべきところは見直しながら、表現は反映させていきたいと考えている。

## 【その他】

【委員長】調査検証委員会の設置を求める要望書への県教育委員会の対応について、事務局から現状について説明をお願いします。

【事務局】一部外部委員の皆様から2023年10月31日付で教育長宛てに提出があった要望書への対応について説明する。県教育委員会としては、まずは岩手モデルの策定に全力を傾注し、早急に岩手モデルを各学校に配付の上、再発防止に向けた取組の徹底を図りたいと考えている。要望いただいた第三者による再調査については、岩手モデルの策定結果を踏まえて、その必要性について県教育委員会として判断してまいりたい。

【委員】すみません、よく分からなかったのだが、どういうことか。

【事務局】このモデル発行後に、改めて教育委員会としてその策定結果を踏まえ、教育委員会として設置について判断していくということである。

【委員】策定された後に再度検討して、その結果が我々に知らされるという、そういう趣旨か。

【事務局】今日も様々ご意見をいただいたので、これをまず精査し、まずは御遺族様からお話あったとおり、依然として学校では不祥事も絶えないので、まずはこれを世に出して、回して行って、不祥事撲滅に向けた取組をしていきたいと思っている。

その一方で、それを成し遂げた後に、様々今被害者様からもお話があったが、我々としては委員の皆様にもこれまでも様々相談しながら調査を続けてきているが、我々の調査あるいは裁判で何が足りないのかと、整理をさせていただきたいと思っている。その上で、調査の必要性について、教育委員会として判断をさせていただきたいというのが我々の現時点での考え方である。

【委員】その判断された結果というのは、我々に通知をされるという理解でよろしいか。

【事務局】はい、回答というか、御報告をさせていただきたい。

【委員長】もちろん教育委員会へ正式な形で要望いただいていたので、その結果については報告という形を取らせていただく。

## 【閉会】

【事務局】第12回の策定委員会の閉会に当たり、委員長から挨拶を申し上げる。

【委員長】再発防止「岩手モデル」策定委員会の設置から3年と数か月が経過しており、策定委員会も今回で12回目の開催となった。これまで外部委員の皆様におかれましては御多忙のところ、長期間にわたり岩手モデル策定のために多くの専門的な知見を踏まえた御意見、御提言を賜り誠にありがとうございました。また、御遺族様、被害者様におかれましては御多用のところ、遠方から参加いただき、モデル策定に向けた協議、検討において多くの御指摘や御意見を賜った。改めて厚く御礼を申し上げる。

本日皆様には再発防止「岩手モデル」最終案についてお示しをし、様々な御意見をいただいた。スケジュールで示しているとおり、本日の策定委員会をもって本委員会は閉じ、今後は本日の様々な意見を踏まえ、県教育委員会として成案に向けた修正の反映を行いながら、再発防止「岩手モデル」～TSUBASAモデル～を策定の上、各学校に対して周知し、再発防止に向けた取組の徹底を図ってまいりたい。

先ほど御遺族様からも御発言いただいたが、これは作って終わりということではなく、あくまでもスタート地点に立ったということである。学校、教育委員会、周知徹底をしながら、まず意識を変えてこのモデルに沿って、二度とこのようなことが起きないように再発防止を図っていくという意識であり、モデル策定後においては再発防止に向けた取組を進めながら、継続的にその内容をモニタリングし、より実効性を高めるために不断の見直しを図ることで、岩手の全ての学校から不適切な暴言、暴力、そういったものを無くすということを目指して学校現場、県教育委員会として徹底して取り組んでいきたいと考えている。

これまで長きにわたって熱心に議論をいただいたことに、改めて御礼を申し上げるとともに、今後においても引き続き本県の県教育行政の振興について御理解、御協力をいただきたいということをお願いし、これまでの策定委員会の皆様の熱心な議論に感謝を申し上げたい。本当にこれまでありがとうございました。

【事務局】以上で第12回再発防止「岩手モデル」策定委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。